

施工体制の適正化に関する要領及び様式の制定等について

防府市入札検査室

「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）」の一部改正により、平成27年4月1日から下請契約を行う全ての建設工事については、施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）の作成及び写しの提出が義務付けられています。

本市では、施工体制台帳と重複するため、現行の下請負人届を廃止し、新たに施工体制の適正化を目的として「防府市建設工事における「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領」を制定し、施工体制台帳等の点検等を行うこととします。

また、下請負人届廃止に伴い、市内に本店又は主たる営業所を有しない業者（市外業者）へ下請を付す場合の取扱いについても、一部改正を行います。

1 施工体制台帳と重複するため、下請負人届を廃止します。それに伴い、「施工体制台帳チェックリスト」と「工事現場における施工体制の点検票」を規定した「防府市建設工事における「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領」を制定します。

2 工事着手前に下請の予定を把握するため、契約書提出時に契約関係書類と併せて、「下請予定表」を提出していただきます。

3 下請工事において、市外業者を使用する場合については、その理由を記載した「防府市内下請業者を使用しない理由書」を作成の上、下請工事着手前に提出していただきます。

4 「工事材料使用承諾願」について、理由を記入する項目を追加します。

5 「下請工事・建設資材利用状況報告書」について、工期を記載する項目を追加し、記載要領を一部改正します。

1 「「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領」の制定について

入契法第16条において、「地方公共団体の長は、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない」と規定されています。そこで、施工体制の適正化に資するため、施工体制台帳のチェック及び工事現場の施工体制の点検について規定した本要領を制定します。

(1) 施工体制台帳チェックリストの制定（第1号様式）

施工体制台帳等の写しが受注者から提出された際に、1次下請の内容について本様式で工事監督員がチェックを行います。

なお、本様式は工事監督員が作成しますが、施工体制台帳を作成する受注者用のチェックリストもホームページに掲載しますので、御活用ください。（発注者への提出は不要です。）

(2) 工事現場における施工体制の点検票の制定（第2号様式）

「工事現場における施工体制の点検票」により下記のとおり工事現場の点検を行います。

- 点検対象

- 設計金額が1,000万円以上の工事

- 点検を行う者

- 工事監督員

- 点検時期

- 下請工事着手後、1回以上、受注者へ事前通告せずに行います。

- 点検方法

- 「工事現場における施工体制の点検票」により点検を行います。

- 点検結果の取扱い

- 不適切な項目については、工事監督員が受注者へ口頭では是正の指示を行います。

- 口頭による指示では是正が見られない場合は、「指摘事項指示書」（第3号様式）により是正を指示します。

2 下請予定表の制定

下請の予定をあらかじめ把握し、書類等の提出漏れ等を防ぐことを目的とし制定します。本様式は、契約書提出時に契約関係書類と併せて入札検査室に提出していただきます。

当初契約時点で、受注者が予定している下請けの内容を可能な範囲で記載するものですが、あくまでも予定であるため、全ての下請けを記入しなければならないというものではありません。

下請業者は未定でも構いませんし、提出後に変更になつても再提出は不要です。

3 防府市内下請業者を使用しない理由書の制定

本市では、市内業者育成等の観点から、下請工事については極力市内業者を使用するようお願いをしているところですが、今後は、市外業者への下請工事の発注内容等をより正確に調査することを目的として、本様式を作成していただきます。

受注者は、市内に本店又は主たる営業所を有しない業者(市外業者)を使用する場合は、下請工事着手前に本様式を作成し、工事監督員へ提出してください。

作成に当たっては、市外業者のみを記載してください。本様式は、1次下請業者ごとに作成する必要はなく、予定しているもの全てを記載して一枚にまとめて提出することも可能です。また、施工体制台帳の提出時に併せて、提出することもできます。

4 工事材料使用承諾願の一部改正

「市内取扱業者から購入した資材」又は「市内産の資材」のいずれにも該当しないもの(市外資材)がある場合は、受注者がその理由を記入する項目を様式に追加します。

5 下請工事・建設資材利用状況報告書の一部改正

工期を記載する項目を追加し、記載要領の内容を改正します。

6 適用対象

平成30年4月1日以降、指名通知又は公告を行う建設工事に適用します。ただし、平成30年3月31日以前に指名通知又は公告を行った建設工事については、引き続き、下請負人届の提出及び改正前の様式での取り扱いとなりますので、御注意ください。